

1. 用語の定義

耐火建築物

法第2条第9号の2 令第108条
いずれか
耐火構造であること
技術的基準に適合すること

かならずしも耐火構造とする
必要ない

準耐火建築物

法第2条第9号の3 令109条の3

特定避難時間倒壊防止建築物

令第109条の2の2

延焼の恐れのある部分

法第2条第6号
1階；3m
2階；5m
ただし防火上有効な公園、広場、川等の空地・・・除く

耐火構造

法第2条第7号 令第107条
国土交通大臣
が定めた構造方法
の認定を受けた

準耐火構造

法第2条第7号の2 令第107条
通常45分→1時間もある
令第129条2の3

防火構造

法第2条第8号 令第108条
外壁又は軒裏のうち防火性能・・・

不燃材料

法第2条第9号 令第108条の2
加熱時間20分
不燃性
非損傷性
ガス有毒性

不燃のみ法他は施行令

準不燃材料

令第1条第5号
加熱時間10分

難燃材料

令第1条第6号
加熱時間5分

耐水材料

令第1条第4号
れんが、石、人造石、コンクリート、アスファルト、陶磁器、ガラスその他・・・